

(参 考)

新人第1281号

令和7年3月21日

各 所 属 長 様

総務部人事課長

身だしなみ基準に基づく働きやすい服装の推進について（通知）

職員の勤務時の服装については、夏季の省エネ対策の一環として、毎年5月1日から10月31日までをクールビズ期間とし、ノー上着・ノーネクタイによる勤務を推奨する取組みを進めてきましたが、この度、業務能率向上と環境負荷低減への一層の機運醸成を図るため、新たに策定した「新潟市職員の身だしなみに関する基準（別紙）」に基づき、令和7年4月から通年での軽装勤務を可能とします。

つきましては、下記のことについて所属職員への周知をお願いします。

記

1 開始年月日

令和7年4月1日（火）から（通年）

2 対象職員

一般職員、再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員

3 実施目的

年間を通じて気候やTPOに応じた適切な服装を選択し、より一層快適かつ機能的な服装での勤務が可能となることで以下の効果をねらいます。

- （1）業務能率向上が図られることによる市民サービスの向上
- （2）環境負荷低減への一層の機運醸成

4 実施内容

- （1）業務における機能性が高く、かつ市職員としての信頼と品位を損なわず、市民に不快感・違和感を与えることのない軽装勤務とします。
＜軽装勤務の例＞ ノーネクタイ、ノージャケット、ポロシャツ、セーター等
- （2）年間を通じて、日々の気温に合わせて快適に執務でき、かつ職務に応じた適切な服装とします。
- （3）議会对応時の服装は従前のとおりです。

5 「新潟市職員の身だしなみ基準」について

通年での軽装勤務を進めるに当たり、市民に気持ち良く市役所を利用してもらうための「新潟市職員の身だしなみ基準（別紙）」を策定しました。

（１）身だしなみ基準の必要性

本市を取り巻く状況が大きく変化し、市民ニーズも複雑・多様化する中、私たちは市民の理解と協力を得て、さまざまな施策を前に進めていく必要があります。また、私たちは市民の生命や財産、情報をお預かりする立場であり、常に信頼され、それに応えることを期待されています。

言葉づかいや態度はもとより、身だしなみを整えることによって、第一印象が向上し、市民とのコミュニケーションが円滑化することで、信頼が得られ、説明の納得感が増す場合があります。また、業務への誠実さや真剣さのアピールにつながることもあります。

私たち一人ひとりが市職員全体の印象をも左右することを自覚して、市民の信頼を得られるよう身だしなみに気を配り、市民対応の機会が少ない部署にあっても、常に市民から見られていることを意識し、勤務時間はいつでも市民対応できる体制を整えましょう。

（２）基準の運用

- ①各職員は自分の身だしなみが相手に不快感を与えないかを、チェックリストを参考に確認してください。季節の変わり目等、定期的に活用してください。
- ②所属長は、所属職員に対しチェックリストを周知するとともに、職員の身だしなみが、市民に不快感を与えることのないよう、前記「（１）身だしなみ基準の必要性」の内容を踏まえて、指示や指導をしてください。
- ③チェックリストの内容については、社会情勢や市民・職員から寄せられた意見なども踏まえ、見直しを行う場合があります。寄せられた意見については、適宜、人事課へ連絡をお願いします。

【基準の策定に当たり】

環境部、経済部、総務部および区役所窓口サービス課・区民生活課・建設課の若手職員を参加者とした庁内横断的な意見交換会を実施し、そこで出された意見も踏まえ基準を策定しています。

【問い合わせ先】

総務部人事課

内線 32489・32490

外線 025-226-2489